



平成 27 年 1 月 29 日

各 位

会社名 北陸電力株式会社
代表者名 取締役社長 久和 進
(コード番号 : 9505 東証一部)
問合せ先 経理部財務チーム統括(課長)
高橋 季之
(TEL 076-441-2511)

北陸電気工事株式会社株式（証券コード 1930）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

北陸電力株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、北陸電気工事株式会社（コード番号：1930、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場している対象者株式 7,086,853 株（注 1）（所有割合（注 2）30.36%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、本日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

(注 1) 当社が所有する直接所有分 7,076,853 株及び当社の 100% 子会社である北電産業株式会社が所有する間接所有分 10,000 株の合計株式数です。なお、当社の関連会社である日本海建興株式会社が所有する 10,000 株は合算しておりません。

(注 2) 対象者が平成 26 年 11 月 10 日に公表した第 101 期第 2 四半期報告書（以下「第 101 期第 2 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 26 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済普通株式総数（24,969,993 株）から第 101 期第 2 四半期報告書に記載された平成 26 年 9 月 30 日現在対象者が所有する自己株式数（1,623,426 株）を控除した株式数（23,346,567 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいい、以下同様です。

本公開買付けは、対象者を連結子会社化することを目的とするものであること、及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持することから、買付予定数の上限を 4,610,000

株（所有割合19.75%。なお、本公開買付けにより当該4,610,000株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式（11,696,853株）の所有割合は50.10%。）としております。

そのため、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（4,610,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。他方、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,610,000株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを、あわせて決議したことです。なお、対象者のかかる意思決定の過程の詳細については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 本公開買付けの目的及び背景

当社は、北陸3県及び岐阜県の一部への電気供給を主たる事業としており、当社並びにその子会社16社及び対象者を含む関連会社8社で構成する当社グループは、電気事業を核として、電力設備等の保守・運営・管理の事業、建設業、資機材の製造等の事業、不動産管理やサービス業、情報通信事業等を展開しております。

当社グループを取り巻く環境は、国においてエネルギー政策に関する様々な議論とともに電気事業の制度設計に関する詳細な検討が進められており、平成28年度には電力の小売全面自由化が予定されていることから、競争が一層進展する新たな転換期を迎えることになります。このような経営環境の中、当社グループは、低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けするという社会的使命を果たすとともに、電力の小売全面自由化への準備も着実に進めコスト低減を図るとともに、サービスの充実や業務品質の向上など、あらゆる点において競争力を高めていくことが重要と考えております。

一方、対象者は、昭和19年10月、軍需省から発せられた「電気工事業整備要綱」に基づき、当社の前身である北陸配電株式会社の後援のもと、北陸3県下の主要電気工事業者13社が統合することにより設立されました。対象者は、設立以来、北陸地域を中心とし、東京及び大阪等も営業基盤として、電気・空調・給排水・衛生工事の設備全般にわたる設計や施工等の事業を行っております。更に、高度情報化社会・環境重視社会のニーズに対応するため、情報通信・省エネルギー・新エネルギー分野を新たな事業領域に加え、その拡大を目指しております。当社グループにおいては、対象者は、当社の送配電設備等に関わる工事を請負施工し、高品質かつ経済的なサービスを提供しております、重要な役割を担っております。また、対象者は、会社知名度の向上、社会的信用度の増大、従業員の自覚と志気の高揚等を図ることを目的として、昭和61年11月に

大阪証券取引所市場第二部へ上場いたしました。その後、平成2年12月に東京証券取引所市場第二部に上場、平成4年9月に東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場し(大阪証券取引所市場第一部の上場については平成19年9月に廃止)、現在に至っております。

対象者においては、かかる事業領域の拡大に向けて、人材育成を図り、技術提案力を高め、新規顧客の開拓を進めるとともに、価格競争の激化に伴う受注価格の低下への対応のため、生産性の向上や徹底的なコストの削減に取り組んでおります。

上記のとおり、電力の小売全面自由化が目前に迫る現在、首都圏を中心に異業種などからの新規参入の動きが活発化しており、今後、全国的な広がりが予想される中で、当社グループが引き続き北陸に根ざした企業としてお客さまから選択される企業であり続けるためには、電力の安定供給を図りつつ、エネルギーに関するお客さまの多様なニーズに応えていくことが重要であり、当社グループが一体となり、総合エネルギー事業の展開を強化していく必要があります。また、今後、当社では、高度経済成長期の昭和30年から40年代に施設した送配電設備が改修時期を迎えることから、建替え等の機能維持工事が大幅に増加していくことが見込まれるため、これら工事量の増加に対して、確固たる施工体制の整備及び効率化を図っていくことが喫緊の課題であります。

当社は、こうした認識のもと、当社の有するエネルギー事業のノウハウと、対象者の北陸地域内外における電気・空調管工事をはじめとする豊富な設備工事実績に基づく高い提案力・技術力を融合することで、これまで以上にお客さまへの最適なソリューションサービスを提供できるものと考え、平成26年8月、対象者に対して、当社及び対象者の企業価値向上に向けた協議を申し入れました。

その後、平成27年1月まで複数回に亘り、両社を取り巻く環境及び経営課題の更なる相互理解及び両社の企業価値向上を目的とした長期成長戦略と諸施策について、協議・検討を進めてまいりましたが、その中で、当社は、当社による対象者の連結子会社化を通じて、より強固な資本関係を構築して経営戦略を共有化し、経営資源の相互活用を推進していくことの意義やメリットについて、対象者に伝えております。

即ち、対象者が当社の持分法適用関連会社から連結子会社となることで、事業の基盤となる経営資源やノウハウ等のこれまで以上の提供及び共有等を通じて、より強固かつ緊密な連携及び広範囲でのシナジーの実現が期待できるところ、より具体的には、当社は、工場やビルにおける電気・ガス・熱などの最適なエネルギー提案に加え、設備の設計、施工、保守や、設備調達から運転まで提供する受託サービスなど、きめ細やかな対応をワンストップで行い、お客さまニーズに的確に応えることが可能になると考えております。また、当社グループでは、平成30年度運転開始予定の富山新港LNG基地からのLNG販売を推進していくこととしており、LNG供給と対象者によるお客さま側のLNG受入設備の施工・保守を一体的に提案する体制を強化することで、より迅速で多様な営業活動が可能となり競争力強化が図れるものと考えております。更に、当社の送配電設備に関する工事は、現在、対象者と北陸の電気工事工業組合及び送電工事事業者の協力を得て実施しておりますが、工事従事者の確保が困難になってきている状況下において、今後大幅に増加していくことが見込まれる送配電設備の機能維持工事に対応し、今後とも電力の安定供給を図るためにには、こうした協力体制を維持しつつ、対象者を中心とする確固たる施工体制の整備及び効率化を進める必要があります。そのためには、当社と対象者との間で、要員の確保や効率的な施工等に関する経営戦略を共有化するなど、一層の連携強化を図る必要があると考えております。

そして、かかる方向性は、対象者にとっても、会社知名度の向上や社会的信用度の増大等の上場メリットを引き続き享受しながら、エネルギー事業における当社のノウハウ等をより一層共有することにより、主力である電気設備工事及び空調・管工事等における技術提案力や生産性の向上が図られ、かかる設備工事の売上や事業領域の拡大とともに、価格競争の激化に伴う受注価格の低下へ対応するための体制整備を加速させることができることが可能となり、その企業価値の向上にとって有益であると考えております。

対象者においても、当社との協議を進める中で、対象者が当社の連結子会社となることにより、当社のエネルギー事業のノウハウと、対象者の設備工事実績に基づく高い提案力・技術力を融合させることで、これまで以上に、お客さまへ最適なソリューションサービスを提供できると判断したとのことです。

具体的には、当社と同様、工場やビルにおける電気・ガス・熱などの最適なエネルギー提案に加え、設備の設計、施工、保守や、設備調達から運転まで提供する受託サービスなど、きめ細やかな対応が可能と考えているとのことです。また、当社が予定している富山新港LNG基地からのLNG販売に関して、当社によるLNG供給と対象者によるLNG受入設備の施工・保守を一体的に提案する体制を強化することにより、より多様な営業活動が可能となり競争力の強化につながると考えているとのことです。更に、今後、当社の送配電設備が改修時期を迎えるに当たり工事量の増加が見込まれるところ、対象者が当社の連結子会社となることで、送配電設備の建替え等の機能維持工事などについて当社からの受注機会の増加が見込めること、これにより、現在、工事従事者の確保が困難になってきている状況下において、長期的な観点での要員確保や人材育成を図ることが可能となり、生産性の向上に資すると考えているとのことです。

そして、このような技術提案力や生産性の向上は、対象者が目指している再生可能エネルギー・省エネ・通信等の周辺分野への事業領域の拡大や、価格競争の激化に伴う受注価格の低下へ対応するための体制整備を加速できると考え、本公開買付けが、今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資するとの認識に至ったとのことです。

以上のとおり、当社は、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とすることは、当社グループの持続的な成長・進化の観点から極めて有効と考えるに至り、本日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、上記施策の詳細や追加的な施策については、今後も両社で協議を継続してまいります。

(ii) 本公開買付け後の経営方針

当社は、対象者が今後も継続して発展していくためには、対象者が有する現行の経営方針のもと、独自の文化、経営の自主性・機動性を保持しつつ、新たな課題に自律的に取り組んでいくことが非常に重要であると認識しております。当社は、本公開買付けの実施後も対象者株式の上場を維持する方針であり、対象者が当社の連結子会社となった後も、対象者には引き続き、その自主的な経営判断に基づき、既存事業の受注拡大や周辺分野への事業領域の拡大、生産性の向上やコスト削減など、これまでの取組みを一層推進していただきながら、当社のノウハウ等の活用を通じてさらなる事業の発展を目指していただきたいと考えております。

また、本日現在、対象者の取締役13名のうち1名（三鍋光昭氏）及び監査役3名のうち1名（矢野茂氏）が当社の役員を兼務しておりますが、当社は、現時点では、対象者の役員構成等のガバナンス体制の変更等は考えておりません。現在の経営陣及び従業員の皆さまには、引き続き

事業運営の中核として事業の発展に尽力していただくことを予定しております。

なお、本公開買付け後の対象者の株券等の取得予定については、下記「(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定」をご参照ください。

本公開買付けにより当社グループの経営基盤を更に強化し、引き続き「皆さまから信頼され選択される北陸電力グループ」を目指してまいります。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が直接及び間接所有分を合わせて対象者株式7,086,853株（所有割合30.36%）を所有して対象者を持分法適用関連会社としている状況を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

当社が野村證券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼したことです。なお、山田FASは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

山田FASは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者は山田FASから平成27年1月28日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、対象者は、山田FASから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、山田FASが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 595円～668円

類似会社比較法 : 509円～1,528円

D C F 法 : 675円～965円

市場株価法では、平成27年1月27日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値668円、直近1ヶ月間の終値単純平均値654円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値621円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値595円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を595円から668円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を509円から1,528円までと分析しているとのことです。

D C F 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成27年3月期第3四半期以降に対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を675円から965円までと分析しているとのことです。

なお、D C F 法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所東京事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者によれば、対象者は、上記の当社との協議における対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である山田F A Sより取得した対象者株式価値算定書、並びに対象者における独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所からの助言を踏まえたうえで、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基づきつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、上記対象者取締役会においては、本公開買付価格が山田F A Sより取得した対象者株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれ、かつ、東京証券取引所における対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることに照らせば、本公開買付価格は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることをあわせて決議したとのことです。

上記対象者取締役会では、下記のとおり本公開買付けに関する審議に参加しなかった三鍋光昭氏を除く対象者取締役全員が、本公開買付けに賛同する旨及び対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を全員一致で決議しており、矢野茂氏を除く対象者監査役全員が、本公開買付けに関する賛同する旨を決議することに異議がない旨の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることに異議がない旨の意見を表明したとのことです。即ち、対象者取締役のうち、三鍋光昭氏は当社の代表取締役副社長を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客觀性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議及び交渉には参加していないとのことです。また、対象者監査役のうち矢野茂氏は、当社の常務取締役を兼務しているため、同様の観点から、上記対象者取締役会における本公開買付けに関する審議には参加していないとのことです。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公平性の担保に配慮しております。

（4）本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。他方、本公開買付けによって連結子会社化の目的を達成するに至らない場合、当社は、対象者と対応方針を協議する予定ですが、具体的な対応方針は現時点では未定であり、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得する具体的な予定はありません。

（5）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限を4,610,000株（所有割合19.75%）として設定しておりますので、本公開買付け後の、当社の対象者株式の所有株式数は、最大で11,696,853株（所有割合50.10%）にとどまる予定です。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定です。

（6）公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	北陸電気工事株式会社	
② 所 在 地	富山県富山市小中 269 番	
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 松岡幸雄	
④ 事 業 内 容	電気工事、電気通信・管・水道施設・消防施設・土木工事、その他これらに関連する事業	
⑤ 資 本 金	3,328 百万円 (平成 26 年 9 月 30 日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 19 年 10 月 1 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 26 年 9 月 30 日現在)	北陸電力株式会社	28.34%
	北陸電気工事従業員持株会	5.60%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3.64%
	株式会社北陸銀行	2.11%
	株式会社北國銀行	1.37%
	株式会社北陸電機商会	1.20%
	日本生命保険相互会社	1.19%
	三井住友信託銀行株式会社	1.03%
	CREDIT SUISSE AG ZURICH FOR AIF FUNDS (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.00%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	0.97%

⑧ 上場会社と対象者の関係

資 本 関 係	当社は、本日現在、直接及び間接所有分を合わせて対象者株式 7,086,853 株 (所有割合 30.36%) を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。
人 的 関 係	対象者の取締役 1 名 (三鍋光昭) 及び監査役 1 名 (矢野茂) が当社の取締役を兼任しております。
取 引 関 係	当社は対象者に対して送・変・配電設備工事及び電力施設関連工事を発注しております。
関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(注) 「⑦大株主及び持株比率 (平成 26 年 9 月 30 日現在)」における持株比率の記載は、対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (小数点以下第三位を四捨五入) を記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成 27 年 1 月 29 日 (木曜日)
公開買付開始公告日	平成 27 年 1 月 30 日 (金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 27 年 1 月 30 日 (金曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成27年1月30日（金曜日）から平成27年3月16日（月曜日）まで（31営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（3）買付け等の価格

普通株式1株につき、金850円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成27年1月28日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 : 595円～668円

類似会社比較法 : 615円～1,530円

DCF法 : 521円～1,504円

市場株価平均法では、平成27年1月27日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値668円、直近5営業日の終値単純平均値648円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様です。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値654円、直近3ヶ月間の終値単純平均値621円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値595円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、595円から668円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、615円から1,530円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成27年3月期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、521円から1,504円までと分析しております。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいて大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役

会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去1ヶ月間における市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に本日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり850円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり850円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年1月28日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値696円に対して22.13%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）、平成27年1月28日までの直近5営業日の終値単純平均値660円に対して28.79%、平成27年1月28日までの直近1ヶ月の終値単純平均値656円に対して29.57%、平成27年1月28日までの直近3ヶ月の終値単純平均値623円に対して36.44%及び平成27年1月28日までの直近6ヶ月の終値単純平均値597円に対して42.38%のプレミアムを加えた金額となります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

当社は、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

（a）算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

（b）当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	：	595円～668円
類似会社比較法	：	615円～1,530円
DCF法	：	521円～1,504円

（c）当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去1ヶ月間における市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、上記の企業価値向上を目的とした長期成長戦略等に関する協議と並行して、複数回に亘り行った対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に本日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり850円とすることを決定いたしました。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

（5）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,610,000 株	一株	4,610,000 株

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,610,000株）以下のは場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,610,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	7,076 個	(買付け等前における株券等所有割合 30.31%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	40 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.17%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	11,686 個	(買付け等後における株券等所有割合 50.06%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	40 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.17%)
対象者の総株主等の議決権の数	22,944 個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数4,610,000株に係る議決権の数（4,610個）に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」（7,076個）を加えた議決権の数を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、第101期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の総株主等の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の単元未満株式402,993株から、平成26年9月30日現在の対象者の保有する単元未満自己株式426株を控除した402,567株に係る議決権の数である402個）を加えた23,346個を分母として計算しております。

- (注4) 各特別関係者の所有する対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、各特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募に係る対象者株式の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、40個を下回ることとなります。
- (注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 金 3,918,500,000 円

(注) 買付予定数（4,610,000 株）に、本公開買付価格（金 850 円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成27年 3月 23日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット＆コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット＆コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,610,000 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,610,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部

又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（1,000株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット＆コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット＆コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット＆コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット＆コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット＆コール宛に送付してください。野村ネット＆コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るもの、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められますことがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

（10）公開買付開始公告日

平成27年1月30日（金曜日）

（11）公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

（1）本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

（2）今後の当社の連結業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の業績への影響については現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

4. その他

（1）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同する旨の決議をするとともに、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点

において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付価格は妥当であると考えられるものの、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者のかかる意思決定の過程の詳細については、前記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(4) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、本日「平成27年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場なく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況

会計期間	平成27年3月期第3四半期連結累計期間
売上高	27,927百万円
売上原価	24,056百万円
販売費及び一般管理費	1,837百万円
営業外収益	111百万円
営業外費用	15百万円
四半期純利益	1,356百万円

② 1株当たりの状況

会計期間	平成27年3月期第3四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	58.12円
1株当たり配当額	—

以上

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただきた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・ 本プレスリリースの記載には、将来に関する記述が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。
- ・ 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。
- ・ 米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。
- ・ 本プレスリリースの発表、発行又は配布は、国又は地域によって法律上の制限が課される場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。